市税に係る返還金の取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の責めに帰すべき事由による重大な瑕疵ある課税処分により 納付又は納入された市税の過誤納金うち、地方税法(昭和25年法律第266号。 以下「法」という。)の規定では還付することができない過誤納金に相当する額 (以下「還付不能金」という。)及びこれに係る利息相当額(以下併せて「返還金」という。)を納税者に返還することにより、納税者の不利益を補填し、もって税務行政に対する信頼を確保することを目的とする。

(返還金対象者)

- 第2条 返還金の支払いを受けることができる者(以下「返還金対象者」という。) は、市の責めに帰すべき事由による重大な瑕疵ある課税処分により市税を納付又は 納入した納税者とする。
- 2 市長は、市の責めに帰すべき事由による重大な瑕疵ある課税処分により生じた返還金を前項の返還金対象者に返還するものとする。ただし、返還金対象者が死亡しているときは、相続人に返還するものとする。
- 3 前項の場合において、相続人が複数あるときは、市長は、相続人の代表者に返還 金を支払うものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、返還金が納税者の虚偽その他不正な手段により生じた場合において、返還金を支払うことが公益上不適切であると認められるときは、 市長は返還金を支払わないものとする。

(返還金額等)

- 第3条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 還付不能金
 - (2) 還付不能金に係る利息相当額
- 2 前項第1号に掲げる還付不能金の額は、当該賦課時の法の規定による課税標準額 及び税率に基づき算定するものとする。この場合において、還付不能金の額を算定 する際は、市税に係る課税台帳、収納台帳又は返還金対象者が所持する領収書等 (以下「課税台帳等」という。)を用いるものとする。
- 3 還付不能金の返還対象期間は、還付不能金を返還すべき事実が判明した日の属する年度から20年(法第17条の5の規定により市税の賦課決定を行うことが可能である5年間を含む。)前までの範囲内において、還付不能金の額を課税台帳等により算定することができる期間とする。
- 4 第1項第2号に掲げる還付不能金に係る利息相当額は、当該還付不能金の納付又は納入があった日の翌日から起算して、市長が返還を決定した日までの日数に応じ、当該還付不能金の額に年3%の割合(以下「法定利率」という。)を乗じて得た額とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、3年を 1期とし、1期ごとに、次項の規定により変動するものとする。
- 6 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち 直近のもの(以下この項において「直近変動期」という。)における基準割合と当 期における基準割合との差に相当する割合(その割合に1パーセント未満の端数が あるときは、これを切り捨てる。)を直近変動期における法定利率に加算し、又は

減算した割合とする。

7 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の6年前の年の1月から前々年の12月までの各月における短期貸付けの平均利率(当該各月において銀行が新たに行った貸付け(貸付期間が1年未満のものに限る。)に係る利率の平均をいう。)の合計を60で除して計算した割合(その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として法務大臣が告示するものをいう。

(端数処理)

第4条 返還金の端数処理については、当該賦課時の法の規定により行うものとする。

(返還金の請求)

第5条 返還金の支払いを受けようとする者(以下「請求者」という。)は、返還金支 払請求書により、市長に対して返還金の請求を行うものとする。

(返還金支払通知書の通知)

第6条 市長は前条に規定する返還金支払請求書を受理した時は、その内容を審査 し、返還金を確定して返還金支払通知書により請求者に通知するものとする。 (返還金の支払い)

第7条 市長は、前条の規定により、請求者に対して返還金支払通知書を通知したと きは、速やかに返還金を請求者に支払うものとする。

(返還金の返還)

第8条 市長は、虚偽その他不正な手段により返還金の交付を受けた請求者があるときは、その請求者から当該返還金の全部又は一部を返還させることができる。

(充当の禁止)

第9条 返還金対象者について、納付又は納入すべき徴収金がある場合においても返 還金を当該徴収金に充当することができない。

附則

この要綱は、平成25年7月24日から実施する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。